

竹田市立白丹小学校統合検討委員会次第

日時：令和7年6月30日（月） 19：00～

場所：白丹公民館

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 教育長あいさつ
- 4 会則の承認
- 5 役員選出・議長選出
- 6 定足数の報告
- 7 報告事項
- 8 議事

（1）統合検討委員会の進め方について

（2）次回協議事項について

9 その他

10 閉会

白丹小学校統合検討委員会委員名簿

□顧問

氏 名	役 職 名	備考
賀籠六めぐみ	竹田市議会議員（久住小校区）	
池見 傑	竹田市議会議員（久住小校区）	

□委員

佐藤 徹明	宮原自治会長（１１分団理事）	
足達 信彦	仲原自治会長（自治会副会長、１２分団理事）	
志賀 義治	荻の迫自治会長（１３分団理事）	
本郷 純司	白丹公民館長	
石井 康孝	白丹小学校校長	
熊谷 久美	白丹小学校教頭	
飯田 和彦	白丹小学校ＰＴＡ会長	
佐藤 錦也	白丹小学校ＰＴＡ副会長	
本郷 佳奈	白丹小学校ＰＴＡ副会長	
佐竹 正敏	久住小学校校長	
後藤 邦夫	久住小学校教頭	
渡邊 房寛	久住小学校ＰＴＡ会長	
佐藤 愛朗	久住小学校ＰＴＡ副会長	
志賀 裕美	久住保育所保護者代表	

□事務局（教育委員会）

氏 名	役 職 名	備考
志賀 哲哉	教育長	
廣瀬 恵三	教育総務課長	
渡部公比古	学校教育課長	
古澤 邦利	教育総務課長補佐	

竹田市立白丹小学校統合検討委員会会則（案）

（目 的）

第1条 「竹田市長期総合教育計画」を基に竹田市教育委員会並びに竹田市総合教育会議で決定した方針により、白丹小学校と久住小学校の統合について検討することを目的とする。

（組 織）

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- | | | |
|-------|------------------|----|
| （1）顧問 | 地元市議会議員 | 2名 |
| （2）委員 | 白丹地区の分団理事 | 3名 |
| | 白丹公民館長 | 1名 |
| | 白丹小学校 PTA 会長、副会長 | 3名 |
| | 久住小学校 PTA 会長、副会長 | 2名 |
| | 白丹小学校校長、教頭 | 2名 |
| | 久住小学校校長、教頭 | 2名 |
| | 久住保育所保護者代表 | 1名 |

（役 員）

第3条 本委員会に次に掲げる役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 2名

2 役員の選出は委員の互選によるものとする。

（役員の仕事）

第4条 会長は、検討委員会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合は、その職務を代理する。

（任 期）

第5条 委員の任期は目的達成の日までとする。但し、特定の地位、又は委嘱された委員の任期は、特定の地位又は職にある期間とする。

（会 議）

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は委員の過半数をもって成立し、その議事は出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長が決する。

3 会長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

事務局は白丹小学校に置く。

(その他)

第8条 検討委員会の会則に定めるもののほか、この委員会の運営に関して必要な事項はその都度定める。

附 則

この会則は、令和7年6月30日から施行する。

報告事項

説明会等の経過

R 2.	1 0 月	今後の学校のあり方についてアンケート実施
R 3.	1. 2 6	白丹小学校 P T A 役員への説明
R 3.	7. 7	白丹小学校保護者への説明
R 3.	8. 2 0	久住小学校 P T A 役員への説明
R 3.	9. 3	白丹小学校 P T A 役員からの報告
R 3.	9. 2 1	白丹地区未就学児保護者への説明
R 4.	3. 2	白丹地区自治会長会への説明
R 4.	4. 6	久住地域自治会長会への説明
R 4.	5. 2 5	白丹地区自治会長会への説明 (白丹小のあり方説明・久住中閉校記念事業実行委員会説明)
R 5.	4. 1 1	久住地域自治会長会あいさつ
R 5.	4. 2 1	白丹小学校 P T A 総会あいさつ
R 5.	5. 2 4	白丹地区自治会長会あいさつ
R 5.	8. 2	白丹小学校保護者への説明
R 5.	1 1. 2 1	白丹小学校保護者との意見交換会
R 6.	2. 2 1	第 1 回白丹小統合検討委員会（不成立）
R 6.	4. 1 0	久住地域自治会長会あいさつ
R 6.	5. 2 2	白丹地区自治会長会あいさつ
R 6.	6. 1	白丹地区全戸に「白丹小学校の今後のあり方」の文書を配付
R 6.	6. 6	白丹小学校の今後のありかたについて保護者説明会
R 6.	1 0. 3	第 2 回白丹小学校の今後のあり方について保護者説明会
R 6.	1 1. 7	久住小学校 P T A 役員へ今後のあり方について説明
R 6.	1 2. 1 3	久住小学校 P T A へ今後のあり方について説明
R 7.	3. 2 1	白丹小学校「編入統合」についての保護者投票
R 7.	4. 1 4	白丹小学校 P T A 三役会
R 7.	4. 1 6	久住地域自治会長会へあいさつ
R 7.	4. 2 1	白丹小学校 P T A 総会
R 7.	5. 1 5	久住小学校への学校見学（白丹小学校保護者等）
R 7.	5. 2 1	白丹地区自治会長会あいさつ
R 7.	6. 4	白丹小学校 P T A 三役会との協議
R 7.	6. 7	白丹小学校 P T A 全体会
R 7.	6. 3 0	白丹小学校統合検討委員会（第 1 回）※

①現 状

竹田市立小中学校の適正規模・適正配置について検討する背景としては、近年の少子化・過疎化に伴う小中学校の過小規模化が考えられます。

平成17年（合併時）の総人口は26,534人、令和7年4月末の総人口は18,685人となっており、20年間で約30%減少しています。

学校教育においては、平成17年度（合併時）は、小学校数15校・児童数1,171人、中学校数6校・生徒数656人。令和7年度は、小学校数10校・児童数637人、中学校数4校・生徒数370人で、児童数は約46%の減少、生徒数は44%の減少と大幅に減少しています。

令和7年5月1日時点で、児童数が最多の小学校で159人、最少児童数の小学校は15人、また生徒数が最多の中学校で152人、最少生徒数の中学校は33人となっています。

児童生徒数の減少は地域によって差異がありますが、小規模化すればするほど協働的な学びの実現に影響が生じることから、竹田市教育委員会では、竹田市の児童生徒数や学級数の現況と推移を踏まえ、小中学校の適正規模、適正配置について検討し、下記のとおり今後のあり方について提案をしています。

②基本的な考え方

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため学校では、教科等の知識や技能を習得させることはもちろん、児童生徒が集団の中で、自主的・自立的な教育活動等を通じて、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨しながら、思考力や判断力、表現力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけ、学びに向かう力を涵養することが重要となります。

また、中央教育審議会（文部科学省の諮問機関）では、「令和の日本型学校教育の構築を目指して」（令和3年1月）の中で、「2020年代を通じて実現すべき令和の日本型学校教育の姿」として、「少子高齢化、人口減少、感染症等の直面する課題を乗り越え、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と共同しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となる」という答申を取りまとめました。

以上を達成させるために、教育の機会均等という原点に立ち返り「子どもたちにとって、真に望ましい学校」という視点に立って、一定の学校規模を確保することが望ましいと考えます。

その上で、学校統合に際しては、児童生徒の将来にとって最適な教育環境を整備することを念頭に置きながら、保護者はもとより地域住民学校関係者等の理解を得ながら進めることが大事だと考えます。

③学校統合の留意点

- 1) 複式学級の解消をめざす。
- 2) 適正規模の学級とし、集団による学習等を行うことができ、児童同士による学びあいや磨き合い及び体験の場を広げるとともに、集団活動や人間関係を広げられるように、教育環境の整備を図る。
- 3) 授業等においては、学び合いを深める手法としてペア学習やグループ学習等も適切に取り入れ、これまで竹田市が蓄積した小規模ならではの良さを生かす。また、統合後も地域の関わりを継続できる仕組みづくりをする。

④少人数による教育の問題点

- 様々な情報を吸収できる時期に、多様な考え方に触れる機会が少ない。
 - 教員と児童生徒の心理的距離が近くなり過ぎ、依存心が強くなる可能性がある。
 - 多様な意見に触れることが難しくなる。
 - 集団活動（体育、音楽、運動会、文化祭）が制約される。
 - 子ども関係が固定化され、切磋琢磨による意欲や成長を助長する機会が少ない。
 - 集団の中での表現活動が少なく、社会性やコミュニケーション力が身につけにくい。
- ※少人数による教育は問題点ばかりではなく、きめ細かい指導が出来るなどの良さもたくさんあります。

【資料 1】 ■竹田市長期総合教育計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

<適正な学校規模への対応>

小学校については、地域で子どもを育てるという基本理念から、また学校教育にも欠かせないコミュニティを地域に残すため、各学校の魅力・特色を活かし、まずは存続することを念頭に置きます。しかし、少子化を背景に全小学校が小規模校であることから、地域や保護者の声を十分拝聴した上で、諸々の事情から学校存続が難しくなった場合には、学校再編について検討します。

その際、最終的な配置の在り方は、竹田地域に 2～3 校、その他の地域に各 1 校の配置を基本とします。

【資料 2】 学校・学年別 児童数推計表（令和 7 年 5 月 1 日現在）

年 白丹小学校								年 久住小学校								年 白丹小学校+久住小学校							
度	1	2	3	4	5	6	計	度	1	2	3	4	5	6	計	度	1	2	3	4	5	6	計
7	1	4	2	3	3	2	15	7	3	8	1	9	9	8	38	7	4	12	3	12	12	10	53
8	3	1	4	2	3	3	16	8	5	3	8	1	9	9	35	8	8	4	12	3	12	12	51
9	2	3	1	4	2	3	15	9	5	5	3	8	1	9	31	9	7	8	4	12	3	12	46
10	3	2	3	1	4	2	15	10	2	5	5	3	8	1	24	10	5	7	8	4	12	3	39
11	0	3	2	3	1	4	13	11	5	2	5	5	3	8	28	11	5	5	7	8	4	12	41
12	4	0	3	2	3	1	13	12	3	5	2	5	5	3	23	12	7	5	5	7	8	4	36
13	1	4	0	3	2	3	13	13	2	3	5	2	5	5	22	13	3	7	5	5	7	8	35

議事（１） 統合検討委員会の進め方について

1 設立までの準備

P T A、自治会長会等との事前の話し合いを行い学校統合検討委員会の設置をご相談していきます。

2 学校統合検討委員会の設立（第１回検討委員会）

はじめに委員構成や規約の承認等を行い、これまでの経過を説明のうえ、委員全員で情報の共有を行います。

3 協議事項①（第２回目検討委員会以降）

- * 学校統合を行うかどうかの協議をお願いします
- * 協議は複数回の検討委員会で協議されることも考えられます。

4 協議事項②（統合を行うとした場合、次回以降検討委員会）

- * 目標年度までの詳細なスケジュールの提示
- * 個別事項の具体的な協議について
部会の設置・・・スクールバス、放課後児童クラブ、そのほか必要な事項について部会を設置して協議します。

5 部会の開催

- * 部会は検討委員会とは別に開催します。
- * 保護者の皆様の参加により個別・具体的な話し合いを進めます。
- * スクールバスの経路などについても部会で話し合います。

6 その他

- * 検討委員会は、基本的に傍聴が可能です。
- * 委員の皆様は各団体の代表者にご参加をいただいております。協議の経過や結果については、適時ご報告のうえ、広く皆様に御周知いただきますようご協力ください。

議事（２） 次回協議事項について

１ 協議事項（案）

（１）統合先

白丹小学校を久住小学校へ編入統合する

（２）統合目標年度

令和８年４月１日